

＼ 寄付して応援 ＼

寄付金

支援したい金額を下記口座にお振込みください。

口座名義／トクヒ) ショウワノクラシハクブツカン

記号番号／00120-5-293109

通信欄／「寄付金」とご記入ください。

※電信振込の場合は、振込者名の後に
「寄付」とご記入の上、お振込みください。



寄付金取扱規程
はこちら

遺贈・相続財産のご寄付

ご自身の遺産や相続財産を未来に役立てたいとお考えの方は、事務局までご相談ください。

＼ お買い物で応援 ＼

私たちが運営するオンラインショップで本や DVD、グッズなどをお買い求めいただくと支援になります。下記 URL または QR コードからアクセスしてください。各種決済でのお支払いが可能です。

URL <https://showa-museum.stores.jp/>
(STORES のサイトへ移動します)



＼ 不用品で応援 ＼

ご家庭などで使わなくなったものを箱詰めして着払いで送ると売上の一部が当館に寄付されます。下記「きしゃぽん」のフリーダイヤルでお申込みください。ご不明な点も下記までお問い合わせください。

リサイクル募金きしゃぽん

電話 0120-29-7000 (9～18時)

URL <https://kishapon.com/>



＼ 知恵と力で応援 ＼

ボランティア・プロボノ (専門スキルでの支援)

現在、学生・会社員・主婦・現役を退いた方など、10～90代まで、年齢・性別・職業を問わずいろいろな方がボランティアやプロボノをしています。

昭和を生きてこられた方が活動をとおして、次の世代に暮らしを伝えるなど交流が生まれています。

みなさんと協力して楽しく活動して下さる方をお待ちしております。

たとえば、こんなこと

- 受付、ガイド、掃除、庭仕事、販売など日常業務
- ワークショップや講座などイベントのサポート
- 学校見学や、すり鉢や洗濯板での洗濯・ご飯炊き・障子張りなど体験学習のサポート
- おたよりの発送、封筒づくり、展示の補修、資料の整理など裏方作業
- 通訳、裁縫、着付け、展示、撮影、演劇、音楽、工作、大工仕事、デザイン (ウェブ・編集・チラシなど)、経理、労務など得意分野、専門スキルでのサポート

ボランティア保険に加入するため、継続的に活動して下さる方を希望します。



お問い合わせ

特定非営利活動法人昭和のくらし博物館 事務局

電話 03-3750-1808 (金・土・日・祝日 10～17時)

メール mail@showanokurashi.com

URL <https://www.showanokurashi.com/>

お気軽にお問い合わせください。



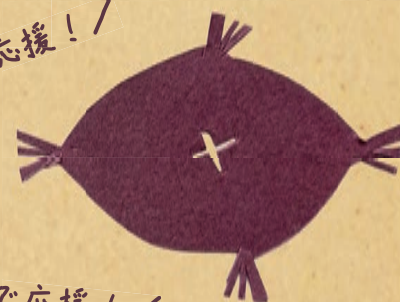
昭和のくらし博物館

私たちの活動を
みなさんの手で
支えてください

＼ サポーターになって応援！ ＼



＼ 寄付して応援！ ＼



＼ お買い物で応援！ ＼



＼ 知恵と力で応援！ ＼

特定非営利活動法人 昭和のくらし博物館

みなさんの手で支えてください

東京の住宅地、路地の奥にひっそりと建つ木造の小さな家。私たちが運営している「昭和のくらし博物館」は、「家を残し くらしを伝え 人が集い 育て合う」場として、日々、多くの方に助けていただきながら、手を加え、作り続けています。これからも、ここがそんな場所としてあり続けていくために、あなたの知恵と力を貸してください。

こんな活動をしています

ここでの活動は、スタッフだけではなく、有志の自主的な参加によって運営されています。大人も子どもも、ともに学び育つ場となることをめざしています。

保存活用

- 登録文化財小泉家住宅主屋の保存活用と公開
- 昭和のくらしに関する資料の収集と保存活用

研究+教育

- 研究会とその発表（展覧会と書籍化）
- くらしの知恵と文化を学ぶ講座やワークショップ
- くらしの視点から戦争を伝える活動
- 「戦争と＜私＞をつなぐ物語を探すプロジェクト」（参加型の研究活動）などの実験的活動

地域活動

- 地域の中で人と人をつなぐ場づくり
- 全国のさまざまな活動、人とのつながりづくり

築70年をこえて、壁や床もそろそろ傷んできた…。

もっとマンパワーがあればできること沢山！

まちとつながる博物館になりたい

もっと出前授業もやりたいぞ

いろいろな年代の方たちが交流する場にしたい

／ サポーターになって応援 ／

昭和のくらし博物館の活動を継続的に応援していただけるサポーター制度です。個人、法人、大人も子どもも、海外の方もどなたでもサポーターになれます。サポーターの名前は昭和の家庭でお馴染みの道具にちなんでいます。ご都合に合わせて4つの種別からお選びいただけます。

寄附金控除などがある「認定 NPO 法人」になることを目指しています。そのためには、3,000 円以上の寄付した人（割引などの特典なし）が年間 100 人以上いる必要があります。



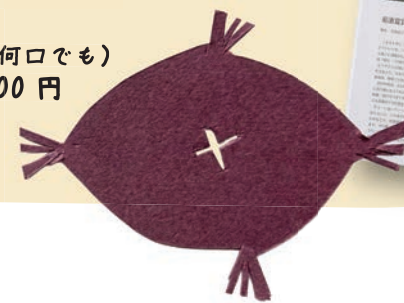
ちゃぶ台サポーター
年会費：メール / 口 10,000 円（何口でも）
郵 送 合計金額 + 1,000 円



はかまサポーター
年会費：メール 5,000 円
郵 送 6,000 円



おしゃもじサポーター
年会費：メール 1,000 円
郵 送 2,000 円



ぎぶとんサポーター
年会費：メール 3,000 円
郵 送 4,000 円

申込方法

下記のいずれかの方法で年会費をお支払いください。
申込日から当年度末までがサポーター期間となります。

方法1 下記 URL または QR コードからアクセスしてください。各種決済でのお支払いが可能です。

URL <https://showa-museum.stores.jp/>

（STORES のサイトへ移動します）

手数料はこちらで負担いたします。
一部、コンビニ決済等手数料がかかる場合があります。



方法2 ゆうちょ銀行から振替用紙を使って、下記口座へ年会費をお振込みください。

口座名義／トクヒ）ショウワノクラシハクブツカン
記号番号／00120-5-293109

通信欄 ／会員種別・メールアドレス・おたよりの送付方法（メールか郵送）をご記入ください。

全てのサポーターにメールでおたよりを送ります。
年会費 3,000 円以上のサポーターには、年に1度、活動報告を送ります。
おたよりや活動報告の郵送を希望の場合、年会費にプラス送料 1,000 円となります。

活動報告



サポーターの詳細はこちら



おしゃもじサポーターには、年間パスポート（入館）の割引があります。

※1～3月の申込は次年度会費として受付ます。
※おしゃもじサポーターの割引は申込日から受けられます。

寄付金取扱規程

本規程は、特定非営利活動法人昭和のくらし博物館の寄付金の取扱いについて規定するものである。

（目 的）

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人昭和のくらし博物館（以下「当団体」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）一般寄付金 個人または団体から使途を特定されないで受領する寄付金
- （２）特定目的寄付金 個人又は団体から使途を特定される形で受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

（一般寄付金の募集及び使途）

第 3 条 当団体は常時一般寄付金を募ることができる。
2 一般寄付金は、当団体の定款第 5 条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、事業遂行に必要な管理費にも充当する。

（特定目的寄付金の募集及び使途）

第 4 条 当団体は常時特定目的寄付金を募ることができる。
2 特定目的寄付金は、定款第 5 条の特定非営利活動に係る事業のうち特定の事業に使用することとして、理事会に年間計画を諮り、適切に使用する。なお、使用の範囲には当該事業を遂行するための管理費も含まれる。

（受領書等の送付）

第 5 条 一般寄付金又は特定目的寄付金を受領したときは、受領を証明する書類を寄付者に送付するものとする。
2 前項の受領を証明する書類には、当団体の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（寄付金に係る結果の報告）

第 6 条 寄付金による事業成果や効果等を寄付者に報告するものとする。ただし、ウェブサイト等への公開をもってこれに代えることができるものとする。報告の形については別途定める。

（遺贈及び相続財産からの寄付）

第 7 条 遺贈、相続財産からの寄付及び信託等の仕組みを利用した寄付についても、本規程を準用する。
2 遺贈又は相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、当団体は理事会及び弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者又は寄付者の想いの実現を図るよう努める。

（寄付金の受入の制限）

第 8 条 当団体は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金の受入を辞退し、寄付者又はその継承人に対して、受領した寄付金を返還することができる。

- （１）法令又は定款に抵触するとき
- （２）寄付金の受入れに起因して、当団体に著しい負担が生じるとき
- （３）当団体の業務執行上支障があると認められるとき、又は当団体が受け入れるには不適當であると認められるとき
- （４）寄付金を受け入れることにより、当団体の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金が定款第 3 条の規定に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
- （５）次の各号に掲げる事項に当てはまると判明したとき
 - ①暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）からの寄付の申し出の場合
 - ②会社その他の法人からの寄付の申し出の場合で、その法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力である場合

（情報公開）

第 9 条 当団体が受領する寄付者名簿については、「特定非営利活動促進法」（平成 10 年法律第 7 号）（令和 2 年法律第 7 2 号による改定）第 5 4 条第 4 項に従い、前事業年度の寄付者名簿について閲覧の請求があった場合には、閲覧を拒否できる正当な理由がある場合を除いて、これを当団体の事務所において閲覧の措置を講じるものとする。

（その他）

第 1 0 条 本規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に規則を定めることとする。

（改 廃）

第 1 1 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. 本規程は、2 0 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

Web申込みの場合
この用紙は不要です

リサイクル募金 きしゃぽん 寄付申込書

取扱品目

リユースにつき、次の方が気持ちよく使用できるきれいなものをお送りください。



切手・ハガキ・金券類



貴金属・ジュエリー

金・プラチナ・宝石を含むもの



ブランド品・時計



カメラ・レンズ



本・DVD・CD・ゲーム



骨董・絵画・掛け軸



蒸留酒



トレカ・フィギュア・模型

本は、原則ISBNコードあり、出版から10年位までのもの

万年筆 / 和装小物 / ゴルフ / バイオリン / ギター / スマホ / タブレット / 工具 / 喫煙具 (Zippo) 他、ご相談ください

⚠ 取り扱いできません (入らぬようご協力ください)

タバコ、カビ臭 / 付属品の欠品 / 著しい汚れ、破損

ISBNコードがない本・週刊誌・大型家電・パソコン・プリンター・衣類・着物・家具

個人情報の取扱いについて

下記内容と嵯峨野株式会社ホームページ (<https://sagano.ne.jp/>) の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、ご署名をお願いします。

- 私は、私が所有する物品をリサイクル募金きしゃぽん(運営:嵯峨野株式会社)(以下「きしゃぽん」)に引き渡し、その売却代金を私が指定する活動団体または、きしゃぽんが指定する活動団体(以下「指定の活動団体」)が受領することを了承します。
- 私は、本件物品の現物寄付することが目的ではなく、その売却代金を指定の活動団体に寄付することを目的としています。
- 私は、理由を問わず、本件物品の返還、売却代金の支払いを指定の活動団体およびきしゃぽんに請求しません。
- 私は、きしゃぽんが、本書に記載された私の個人情報をリサイクル募金事業にのみ使用すること、及び指定の活動団体に私の個人情報の共有がないことを了承します。

※ 値段がつかなかったものについて：教育・福祉施設やチャリティ書店でのリユース等、適切にリサイクルします。

※ ご寄付の状況につきましては、書面にてご報告させていただきます。

※ 18歳未満の方は、保護者の方をお願いしてお申込みください。

※ 企業様が企業名で参加される際、企業の規模等により、リサイクル募金の査定価格に消費税の支払いが必要となることがあります。税務で担当と相談しての参加をおすすめします。

お申込み日 年 月 日

寄付先	☒ ご指定の活動団体 【団体名称】 特定非営利活動法人昭和のくらし博物館			web申込フォーム 【ご指定の活動団体】	
	※寄付先の活動団体の口座情報をご記入ください。				
	【金融機関名】 ゆうちょ銀行		【支店名】 019(ゼロイチキュウ)店		
	【口座種別】 普通・ 当座 (どちらかに○印)		【口座番号】 0293109		
	【口座名義】 トクヒ)ショウワノクラシハクブツカン カタカナ			web申込フォーム 【おまかせ】	
	☐ きしゃぽんにおまかせ				
お名前 (自署欄)	フリガナ			送付 ダンボール箱数	個
電話番号			生年月日	西暦	年 月 日
住所	〒				
Eメール					
備考					

〈お申込み・お問い合わせ〉 ☎ 0120-29-7000 (9時~18時)

運営協賛/リサイクル募金きしゃぽん (運営) 嵯峨野株式会社